

標 題：

航海中の修理及び保守について

NKテクニカル インフォメーション

No. : 379

Date : 平成12年 10月 17日

関係船主・造船所各位

この度、航海中の修理と保守に関するIACS UR. Z13 "Voyage Repairs and Maintenance"に基づく指針を、添付のとおり定めましたので通知致します。

これにより船体、機関及び艀装品の、船級に関わるか、或いはその可能性のある修理が、航海中に乗組員或は保守要員により行われようとしている場合、当該修理は予め計画された修理方案に従う必要があります。また修理範囲及び修理途中での、本会検査員立会の要否も含めて修理方案を予め提出し、検査員の合意を得る必要があります。航海中に修理を行う旨、本会への予めの通知がなされなかった場合には、船級の停止となる場合もありますので、注意願います。

製造者の指示、確立された日常的な船上業務、或いは本会の承認を必要としない船体、機関及び艀装品の保守及び開放は上記の範疇ではありませんが、結果として船級に関わるか或いはその可能性のある保守及び開放は航海日誌に記録し、臨検した検査員に提出し、その指示を仰ぐことになりますのでご了解下さい。

本件に関してご不明な点は、本部 検査技術部にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ：検査技術部

Tel : 03-5226-2027

Fax : 03-5226-2029

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてばと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。
疑問についてはいつでもご相談下さい。

航海中の修理に関する検査のための指針

本指針は、航海中の船体修理に関して規則・要領に加えて船主の参考のために供するものである。但し、規則・要領の規定に抵触する恐れがある場合は、規則・要領の規定に従うこととする。

A. 航海中の船体修理を開始するにあたり、船主・船長若しくはその代理は本会検査員と協議し下記を確認する:

1. 船舶の縦強度及び水密性・風雨密性を含む、構造性能の確保とその維持は船主の責任であること。
2. 計画している修理の範囲。全ての修理は本会の要求及び同意の両方、或いはいずれかに基づいて行われること。
3. 関連図面が用意されていること。
4. 使用する材料の証明書、等級及び寸法の照合。修理の完成検査を担当する検査員のために、照合されたミル・シートが本船上に保管されていること。
5. 使用する溶接材料について、証明書及び当該材料への適合性の照合。乾燥装置、保管庫等の準備の確認。
6. 溶接工及び監督者の技量・資格の照合と、修理の完成検査を担当する検査員のために資格に関する記録が本船上に保管されていること。
7. 計画された修理の検討。
8. 溶接施行要領に基づく、溶接部の清掃、予熱(もし必要ならば)等、健全な溶接を可能とする準備の点検。
更に、船体運動が溶接作業に悪影響を及ぼす可能性がある場合、溶接姿勢の制約やかなり作業性の悪い姿勢での溶接を禁止する必要があるかも知れない。
9. 足場、照明、換気等の計画された作業条件の検討。
10. 工事の監督及び品質管理計画の検討。
11. 修理完工の検査及び試験を本会検査員の立合いの下で行うこと。

(注)上記の詳細については覚書とし、写しを本船上に保管し、修理の検査を行う検査員の用に供する事が望ましい。更に、修理完工検査を行う検査員に、写しを送付しておく事が望ましい。

B. 主要縦通部材及び横強度部材とそれらの補強材等、船体主要構造部材の修理は、航海中の修理に先立ち本会の検討を受けること。

船体主要構造部材の修理は取付、目違い、仕上がり及び作業標準への適合確認を、乗船検査、或いは適当な間隔での本会検査員の立合いにより確認されること。

主要構造部材の修理個所の非破壊検査を行うこと。

他の船体構造部材の修理は、その完成時の検査で差し支えない。

C. 下記に適合しない船体構造の航海中の修理は認められない:

1. 修理に先立ち、本会検査員と協議されていること。
2. 修理の完成検査が、本会検査員により行われること。